

一般社団法人 日本性感染症学会 倫理委員会 規定

第1条（名称）

定款施行第4条により、一般社団法人日本性感染症学会倫理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第2条（目的）

委員会は、一般社団法人日本性感染症学会理事会（以下「理事会」という）のもと、本学会の様々な活動における倫理的諸問題に対して、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿って、その倫理性を判断し、指導・助言を与える。

第3条（審議事項）

委員会は、前項の目的を達成するために、理事長及び理事会に提出された次の事項についての案件を、審議するものとする。

- (1) 一般社団法人日本性感染症学会医学研究の利益相反に関する指針に違反する行為の審議事項。
- (2) その他、深刻なCOI状態など理事長・理事会・委員会が必要と認めた事項。
ただし、各大学・病院・研究機関等が設置している臨床研究・基礎研究審査委員会が審査を行っている研究計画、すでに開始されている臨床研究などの審査は審議に含めない。

第4条（組織）

- (1) 委員会は、若干名の委員をもって構成する。委員は、委員長が、理事を含んだ会員から任命する。
- (2) 任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 委員会に委員長を置く。委員長は、理事長が任命する。
- (4) 委員会は、必要に応じて委員以外の専門家（外部委員）の参加を求め、その意見を参考にすることができる。
委員以外の専門家（外部委員）の報酬は、その都度定める。
- (5) 委員以外の専門家（外部委員）の委嘱は、委員長が推薦し理事長の承認を得る。
- (6) 委員に欠員が生じたときには、これを補充する。補充により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条（運営）

- (1) 委員長は必要に応じて委員を招集し、委員会を開催する。
- (2) 委員会の議長は委員長とする。
- (3) 委員長が欠席する場合は、あらかじめ代行を指名し、その代行が議長となる。
- (4) 委員会の開催は委員の3分の2以上の出席を必要とする。
- (5) 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- (6) 審議経過及び内容は記録として保存する。

第6条（審議手続き）

- (1) 理事長は、申請事項の審議が必要と判断した場合、理事会での審議を経て、委員会に諮問し、委員会は第3条に基づき審議する。
- (2) 委員長は、審議の結果を、申請のあった日から3ヶ月以内に、理事長に答申する。
- (3) 理事長は、答申を受けた内容を理事会の議を経て、申請者に通知する。
- (4) 理事長は、委員長、申請した会員および関係者の同意を得て、個人のプライバシーを侵さない範囲で、その結果を公表することができる。

第7条（改正）

この規定の改正は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

（附則）

この規定は、2018年1月1日から施行する。